

令和3年度事業計画（案）

私たちの存在は社会からの要請、そしてその要請に対する実績の上に成り立っている。市民からの依頼に適正・迅速に対応する、研修をはじめとする研鑽を重ね社会に還元する、率先して社会に参画し必要な説明を行う、意見を分かりやすく伝える、これらの活動を愚直に積み重ねていきたい。

司法書士試験出願者は平成23年度から連続して減少しており、令和2年度は平成22年度と比較して半減するに至っている。資格試験を取り巻く環境等様々な要因は考えられるが、「司法書士になりたい」と思われるよう業務の魅力、社会における必要性を司法書士試験の受験を目指す方のみならず社会全体に継続して伝えていかなければならない。そのためにも様々な社会変革に対応し、将来を見越した持続的な活動を行い、期待に応えていくことが必要である。

新型コロナウイルス感染拡大によって、経済社会は電子認証の普及をはじめ急速にデジタル化が促進しており、業務にIT化をより取り込んでいくことが社会的要請である。他方でコロナ禍による経済的困窮者の増加も懸念される。各種相談に対応するため、相談体制の充実を図り、法的支援を継続させるとともに権利擁護の意識をより向上させていきたい。

所有者不明土地・管理不全土地の発生抑制・解消を目的とした民事基本法制の見直しが行われた。所有者不明土地の発生を予防するための仕組みとして相続登記、住所変更登記について義務化が導入され、社会的に大きな変革が待ち受けている。登記、財産管理、裁判業務の専門家としてこの変革に対応していかなければならない。

上記の活動方針に基づき、以下、重点項目を掲げる。

1. 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症が終息に向かうまで、会員、事務局職員の健康を第一に適時・的確な感染対応による会務運営に努める。

2. 組織・財政の環境整備

令和2年度において、懸念される将来の会員減少などに対処するため、財務安定化基金特別会計を創設し、財政の安定化のための諸整備を行った。令和3年度は組織体制の整備に重点を置き、役員予選制の導入及び役員報酬の対象範囲の変更等に対応したい。

また、引き続き会員の指導・連絡、事務局体制の整備、会館の諸整備、想定される災害時への体制強化を進める。また、司法書士総合相談センターしずおかの集計作業について日本司法書士会連合会と連携し電子化を進めたい。

3. 権利擁護活動・プロボノ活動の促進

権利擁護活動の積み重ねが着実に司法書士の認知度の向上、業務内容の浸透に繋がっている。権利擁護活動であると意識せずとも日常業務の延長または一環として取り組むことができるよう具体的に例示をして活動を支援したい。

また、引き続き市町に設置された審議会・委員会における委員等としての司法書士活用要望事業、災害協定の締結、空き家対策の協定締結等を促進し、社会へ司法書士の有益性の認識を醸成させたい。

4. 相続・不動産登記法改正への対応

改正相続法、法務局における遺言書の保管等に関する法律等について引き続き市民への周知を図る。令和3年度は所有者不明土地問題解決のための民事基本法制の改正が予定されており、「相続登記の義務化」をはじめとする改正内容がメディア等で大きく取り上げられることが予想される。施行までの期間に十分に研修を行うとともに市民・行政に対する広報を重ね、相続登記の重要性を説いていきたい。また、相続登記未了等を原因とする空き家・所有者不明土地問題の解決の取組みを引き続き継続し、会員の業務受託化を目指す。

5. 相続登記相談センター、調停センターふらっとの運営

日本司法書士会連合会は、大相続時代を迎え、市民への「相続登記は司法書士へ」の浸透を更に図るため、新たなイメージキャラクターを採用し、単位会へ相続・遺言相談に特化した全国共通の窓口である相続登記相談センターの設置を要望した。これに対応するため、既存の相談窓口である司法書士総合相談センターしずおかとの調整を図りながら、令和3年度の早い時期に運営を開始するとともに広報を重ね、市民へのアクセスポイントを拡充する。また、調停センターふらっとは特に遺産分割事件に重点をおいた事業展開を進め、市民への新たな紛争解決手段の提供を行う。

6. 各種法改正等への対応

令和4年4月1日に施行される成年年齢の引き下げによって懸念される消費者問題への対応を法教育事業・消費者問題対策事業として展開していきたい。

訴状・答弁書等のオンライン提出をはじめとする裁判手続等のIT化、商業・法人登記における事業者署名型電子署名の普及など、改正事項の周知を図る。WEB会議をはじめコロナ禍によって急速にデジタル化が進んでいる現状に鑑み、新たに司法書士業務におけるIT化促進に関する委員会を立ち上げ対応する。その他法改正に対し、適時・的確に情報提供等に努める。

7. 倫理研修の開催、研修義務化への対応

令和2年度より倫理研修を含む単位制研修の義務化が開始した。受講しやすい環境を引き続き検討するとともに、内容も実務、倫理等様々なテーマを取り上げていきたい。また、単位制研修未履修会員に対して単位取得を促す対応を実施する。

8. 裁判業務の促進

当会少額裁判費用援助規程に基づく少額の裁判を対象とした報酬の助成制度についてこれまでの実施状況を踏まえ、見直しを図り、広く会員への普及を図る。また、簡裁訴訟代理等関係業務、裁判所提出書類作成業務の受託に繋がる裁判業務の研修会を開催したい。

《総務部》

1. COMPASSの利用促進と定着

事務の省力化・コスト削減・情報提供の即時性を目指して、更なる利用促進を図っていきたい。

- (1) 会議に代わる連絡・協議手段としてより一層活用していく。
- (2) 会議録等の資料をCOMPASSに掲載する。
- (3) COMPASSの随時改良。
- (4) COMPASSを利用していない会員に対して、利用を促進する。

2. 会員の会務への参加促進

会員の会務への参加を促進していきたい。

- (1) 総会の参加者増加、活発化を検討する。
- (2) 新規登録者について委員会へ所属するように促す。
- (3) 会員間での会務負担の偏りを解消するための方策を検討。

3. 他団体との情報交換及び交流

司法書士会は、関連団体（静岡県司法書士政治連盟、一般社団法人静岡県公共嘱託登記司法書士協会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート静岡支部、静岡県青年司法書士協議会）のほか、法務局や法テラスといった外部団体と関係を持ち、協力関係を築いている。これらの団体との共催事業や交流窓口となる機能を担っていく。

- (1) 外部団体（法務局、県市町、法テラス、他士業団体等）との定期的な情報交換と交流を行う。

外部団体との定期的な情報交換を行うことにより、成年後見制度の利用

促進、災害対策、空き家問題、所有者不明土地問題、相続登記の推進、民事法律扶助の利用促進、合同相談会の運営などについて、適切且つスムーズな対応をすることができる。

(2) 上記事業を行うために、上述の関連団体と連携していく。

4. 会則・諸規則の整備、会務財政の検討

(1) 会則、規則、規程類の点検、見直しを行う。併せて、年度途中で制定、改廃があった場合、COMPASSを利用して会員への通知・回覧を迅速に行う。

(2) 本会の財政について経理部とともに中長期的な把握を行い、必要となる会則・諸規則等の改定の検討を行う。

(3) コロナ禍という状況下、WEB会議の必要性が高まっている。WEB会議ツールの有料アカウントを取得しており、委員会等の開催はWEB上で行う会議が増えていることから、WEB会議のための諸規程の整備を行う。

5. 司法書士会館の管理及び設備の更新

(1) 更新が必要な機材備品等を見極め、計画的に更新を行う。

(2) 日常点検を十分に行い、修繕必要箇所の把握と迅速な修繕を実施する。

(3) 設備更新のための資金が適切に確保されているか検討を行う。

6. 会員の登録に関する事項

司法書士登録事務の円滑な運営を図る。

7. 業務賠償責任保険の維持・管理

司法書士業務賠償責任保険を継続維持し、円滑な運用を図る。

8. 住宅金融支援機構等の承継登記にかかる事務管理

令和2年度に引き続き、住宅金融支援機構等の承継登記に関する事務管理を継続する。

9. 予選制の検討

引き続き、予選制の導入に関する検討を行う。

《経理部》

1. 令和3年度の収支予算の狙い

(1) 各事業部の柔軟な事業執行を目指して

令和2年度から、「旅費」を「管理費支出」から「事業費支出」とし、事業費との流用を容易にすることで、財政面から柔軟な事業執行をサポートする体制としている。

WEB会議を導入したことから、各会議を会員が事務所にいながら開催することができるようになったため、科目間流用により、余剰となった旅費を事業費に振り替えるニーズは、ますます高くなることが想定される。

(2) 外部団体との交流を強化

賀詞交歓会については、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況等の社会状況を踏まえ、開催できる環境が整い次第、速やかに開催することができるよう引き続き会員福利厚生費に150万円の予算を計上した。

(3) 長期相続登記未了事件への対応強化

一般社団法人公共嘱託登記司法書士協会で担当いただいている長期相続登記未了事件を円滑に処理するため前年に引き続き一般社団法人公共嘱託登記司法書士協会に100万円を助成することとした。

(4) 相続登記相談センターの設置に向けて

相続登記相談センターの設置にあたり、ホームページ等を通じ、市民へ相続登記の重要性をアピールすることを目指し、広報部事業費中の内訳としてホームページリニューアル費用として100万円を計上することとした。

(5) 財務安定化基金特別会計の繰入を開始

財務安定化基金特別会計については、令和2年度の繰越額の中から相当額を令和3年度の予算に繰り入れることとしており、当該繰入れの初年度となる令和3年度は、想定より繰越額が多かったものの、今回の繰入額がこれからの繰入目安額となることから、当初の想定額である300万円を繰り入れることとした。

2. 一般会計及び特別会計（退職基金特別会計、会館修繕特別会計、自然災害対策特別会計及び財務安定化基金特別会計）の適正な収入の確認と管理

(1) 一般会計の収入に関する補足説明

日本司法書士会連合会の市民救援基金特別会計の廃止により、7月分からの会費を500円減額することとしているため、会費収入については、194万7000円の減少となった。

個人の会員数については、微減（令和2年度496名から2名減少）となっ

ているが、県内の合格者数が12名であったことを踏まえると、減少傾向は続くものと想定している。

一方で、雑収入のうち、リーガル業務委託費は30万円の増額となった。公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートの財政見直しによるものである。

(2) 一般会計の支出に関する補足説明

事業諸費のうち、企画部事業については、令和2年度含まれていた成年後見制度20周年事業費計上する必要がなくなったことから、減額となった。

広報部事業については、前記のとおりホームページリニューアル費用分を増額した。

研修部事業については、令和2年度できなかった新人研修を令和3年度にずれこませて開催することとなったため、2年分の新人研修費用を計上する必要があり、その分増額した。

相談事業部事業については、司法書士総合相談センターの相談員が転送電話で対応することとしたため、電話代がかさむこととなり、事業費の増額となった。

管理費支出のうち、総会費については、本年度は静岡市内での開催を予定しているため、会場代の分を増額した。

渉外費については、新型コロナウイルス感染症対策として、他団体等の総会や会議への参加が減少することを見込んで、相当額を減額した。

雑費については、旅費日当を原則としてインターネットバンキングで支払うことを前提として、増加する振込手数料の分を増額した。

会費のうち、連合会費については、市民救援基金が廃止されたことにより、290万4000円の減額となった。

(3) 退職基金特別会計に関する補足説明

事務局職員の昇給を見込んだうえで、退職金増加額を積み立てることとしたため、その分増額した。

(4) 財務安定化基金特別会計に関する補足説明

前記のとおり当初想定額の300万円を繰り入れることとした。当面は、同額の繰り入れを続けることが妥当であると考えている。

3. 各事業支出（各部会・委員会等）及び各管理費（特別会計支出を含む）の適正な執行状況の把握並びに把握するための体制整備

中間監査・本監査をするとともに、月次会計について監督し、各事業内容についてまで踏み込んで執行状況の把握をする。

経理部は、予算を通じ、各事業部の事業を横断的に監督する部署であるところ、各事業部との連携が欠かせない。

そこで、たとえば、経理委員会等を組成し、各事業部に経理委員会の委員を
出向させるなどの方策により、各事業部の監督を徹底することも検討する。

4. 役員等手当支給規則の見直しの検討

中長期的に収入の減少が見込まれることを踏まえつつ、役員の活性化、適正
配分の観点から、役員等手当支給規則の支給対象の範囲及び支給の額について
の見直しを行う。

5. 旅費等の支給額及び支払い方法の検討

会議等がオンラインで開催されることが多くなったこと及び経理事務の効率
化のため、旅費等については、支給額の検討をするとともに、支払方法は、原則
として、インターネットバンキングによる支払いとする。

6. マイナンバーの適切な管理及び規則等の見直しの検討

事務局内にマイナンバー管理担当者、管理場所を定め、引き続き適切に管理す
るとともに、オンラインの活用を踏まえ、規則等の見直しの要否につき、引き続
き検討をする。

《企画部》

1. 不動産登記業務に関する事業

(1) 民法・不動産登記法改正に関する対応

不動産の管理・活用という観点から、相続を原因とする所有権移転登記・
住所変更登記の義務化等により、不動産登記名義人が正確に登記されることが
求められ、民法・不動産登記法が改正される見込みである。なお、要綱案
の「相続人申告登記（仮称）」は、司法書士の提案によるものであり、司法書
士会に課せられた責任は大きなものがある。

そこで、制度面・実務面において、司法書士が市民の需要に応えることが
できるよう、司法書士会として最大限のバックアップ体制を整える。

(2) 動産・債権を中心とした担保法制の見直しに関する対応

商事法務研究会でまとめられた「動産・債権を中心とした担保法制の見直
し」のとりまとめを受け、法務省法制審議会において担保法制の見直しがな
される見込みである。

動産登記・債権譲渡登記への影響が大きく、経済取引の安定化、需要拡大
が見込まれるため、登記の専門家として対応できるよう司法書士会としてバ
ックアップ体制を整える。

2. 商業法人登記業務に関する事業

(1) 迅速な設立登記完了の実現に向けた対応

令和3年2月15日より、定款認証及び設立登記の同時申請、同月26日からはマイナポータルにおける法人設立ワンストップサービスが開始されている。これらの制度化からも分かるように、近年の会社・法人設立は、迅速化が求められており、司法書士も、当然、このニーズに対応していかなければならない。

そこで、司法書士の専門性を発揮し、迅速な登記完了を実現するため、会員への周知、対外向け広報等をする。

(2) 困難事案・希少事案の情報共有の体制整備

すべての会員が商業法人登記を受任しやすい環境をつくるため、困難事案・希少事案の情報共有をする場を設けるなどの取り組みをする。

3. 人権擁護に関する事業

(1) 民法（親子法制）改正を通じた権利擁護の実現の検討

(2) 他団体・他士業との連携

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート静岡支部や一般社団法人静岡県社会福祉士会等と連携して懇話会の開催を検討する。

(3) 犯罪被害者支援

警察署との連携を深め、具体的に業務として取り組む方法を検討する。

4. 空き家・所有者不明土地問題に関する事業

(1) 市町との協定締結の促進

令和2年度までに県内6市町と既に協定を締結しているところ、令和3年度においても、引き続き、1つでも多くの市町との協定を締結し、自治体職員向けの研修等をはじめ、行政と連携し、空き家問題等の解決を図る。

(2) 空き家等問題事案の対応へのサポート

行政機関との連携により、ますます空き家等問題のある事案が司法書士に回付されるケースが増加することが想定される。

司法書士会として、こういったケースの解決をサポートするとともに、情報共有し、一人でも多くの会員が対応できるような体制を整える。

5. 司法書士業務のIT化に関する事業

(1) 電子契約社会への対応

コロナ禍を契機とし、急速にWEB会議が浸透するとともに、非対面契約がスムーズに締結されるよう事業者署名型電子署名の利用も進み、商業登記における添付情報としても認められた。IT化の流れは、契約締結という実体場

面と登記申請という手続場面のいずれにも波及することは、もはや不可避であり、司法書士は、これに対応することが期待されている。

そこで、不動産登記、商業登記、裁判業務等について、横断的にIT化という視点から検討する事業を新たに開始する。

(2) スマートコントラクトによる不動産取引の研究

不動産取引は、法務局による登記内容により、物件の特定及び権利関係の公示が可能となっているところ、近時のブロックチェーン技術の発展により、不動産取引の記録や実行までもスマートコントラクトを用いてすることが技術的には可能となってきた。

そこで、司法書士が新たな取引類型においても専門性を発揮できるよう将来を見据えた研究に取り組むこととする。

6. 司法書士制度や司法書士業務に関する研究促進に関する事業

令和2年度は、将来業務研究会（SGK）として業務関連の研究を行ってきたが、直ちに業務しないもののなかにも制度的には意義のある研究もあると思われることから、令和3年度は、研究対象を業務・制度に拡大し、会員間の研究を促進する。

《広報部》

1. 広報事業

新型コロナウイルス感染症により、全国民が不要不急の外出自粛など自宅で過ごす時間が増加した。そこで、広報委員会は、自宅にいながらでも情報が届くような広報媒体を通じて、より効果の高い広報を行っていく。その一つとして、市民の皆様が知りたい情報をすぐに見つけられるようなホームページになるように、大幅なりニューアルを検討していく予定である。

相続登記義務化の法改正や“ふらっと”を始めとした相続の新たな相談窓口の設置など、相続登記促進を広報する絶好のチャンスであるため、積極的な広報を仕掛けていく。

また、対内広報については、基本的にCOMPASSを活用し、活動記録集である本会通信のあり方について検討をしていく。

2. 法教育事業

新型コロナウイルス感染症の影響で、学校などでの法律講座の実施数は少なくなることが予想される。ただ、成年年齢引き下げの法施行が目前に迫り、高校生たちに消費者教育を実施することは喫緊の課題である。

消費者問題対策委員会とも協力しながら、オンラインでも対応できるような

教材作りなどを進めていきたい。

《研修部》

日本司法書士会連合会において、倫理研修を含む単位制研修の義務化（年12単位以上、うち甲類8単位以上、甲類のうち倫理2単位以上）を趣旨とする日司連会員研修規則の一部改正がなされたことに伴い、昨年、当会においても、「静岡県司法書士会会員研修規則」及び「静岡県司法書士会会員研修規程」を改正し、会員研修における所定の単位取得の義務化の規定が設けられた。一方、新型コロナウイルス感染症の影響によって従前のような集合形式の研修会への参加が困難な状況にあるため、これまで以上にWEB研修をフル活用して会員が研修に参加しやすい状況を提供し、義務違反者を生じさせない環境づくりを整えていかなければならない。

1. 会員研修

（1）単位制研修

「会員研修会」は、司法書士業務に直結した法改正分野、近似急速に発展している登記業務・裁判業務におけるデジタル化等の特に会員の関心の高いテーマの研修会を企画する。また、倫理研修については複数回開催し、会員が所定の単位を取得しやすい環境を整える。さらに他団体と共催形式等で行う「会員特別研修会」は、リーガルサポート・公嘱協会等と連携を密にして複数回開催する。

既に多くの会員がWEB配信システム（Zoom）を利用して研修会に参加していただいているが、今後より多くの会員にWEB配信システム（Zoom）を活用していただくべく、利用方法のさらなる周知を図る。一方で依然として集合形式による研修会に対するニーズは一定程度あると予想されるので、今後同時配信研修を再開するかは研修部において引き続き協議していきたい。

（2）支部との連携

身近な所属団体である支部が主催する支部研修会の重要性に鑑み、昨年同様、所定の回数の支部研修会を開催していただいた際に一定額の助成金を交付することに加え、所定の回数以上の支部研修会を開催していただいた支部に対して増額して助成金を交付し、更なる支部研修会の充実を図っていきたい。

（3）研修単位未取得会員（0単位者）への対応

残念ながら、例年、研修単位を全く取得しない会員が一定数存在し、同じ会員が連続して毎年全く取得しない状況が続いてるように思われる。この事態

を是正すべく、引き続き単位未取得の会員に対して、所定の単位を取得していただくべく働きかけていく。

(4) 年次制研修

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により年次制研修が中止となったが、現時点で令和3年度は対象会員の研修参加の機会を確保するために年に2回以上開催を予定したい。倫理研修を主たる内容とする年次制研修が義務研修であることは周知されているものの、毎年、身体上の理由等によるやむを得ない事由以外の事由により参加しない会員も僅かながら存在する。年次制研修への参加を強く促すとともに、不参加者に対しては、年次制研修の指導要領に則り個別に対応していくこととする。

2. 新人研修

(1) 集合研修

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度司法書士試験が延期されたことに伴い、令和3年度は令和2年度合格者及び令和3年度合格者と2年度分の集合研修の企画運営が必要となる。また、令和2年度の中央新人研修、関東ブロック新人研修の全てがWEB配信研修に変更され、関東ブロック新人研修の講義内容はWEB配信研修に変更されたことに伴ってこれまでと大きく異なっている。

これらを踏まえ、集合研修では、主に中央新人研修、関東ブロック新人研修で網羅できなかった分野について取り扱い、登記業務に限らない様々な司法書士業務に対応できるよう研修を実施する。また、これまで同様、登録後に当会の組織や活動へ参加し、司法書士制度を担う司法書士を育成する目的の研修も実施する。

なお、中央新人研修、関東ブロック新人研修及び集合研修だけでは対応できない分野を網羅すべく、また、むしろ登録直前ないし直後に受講するのが相応しい分野もあるため、例えば登録1～2年目の会員や令和2年度合格者などを対象とした、いわゆる「フォローアップ研修」の開催も検討していきたい。

(2) 配属研修

配属研修は、中央研修、ブロック研修及び集合研修で習得した知識が、執務現場、とりわけ依頼者に対する事情聴取と事件処理に際していかに活用されているかを受講者に肌で感じとらせ、司法書士としてひとり立ちするための基礎とする、いわば新人研修の総仕上げの場所であり、そこで養われたものが、受講者のその後の執務姿勢に反映されていくという重要な役割を担っている。令和3年度も「合格者ガイダンス」において、配属研修の意義や配属研修に臨む姿勢について具体的に説明し理解を促す。

また、令和3年度も引き続き、「配属研修指導員ガイダンス」を実施したい。

配属研修の意義と現状、指導内容、具体的な運用等を説明し、司法書士会の事業であることの認識を共有したい。

(3) その他

中央新人研修や関東ブロック新人研修、特別研修の講師やチューターの派遣を引き続き行う。

《相談事業部》

1. 「司法書士総合相談センターしずおか」の運営その他の相談関連事業

常設相談を通じて、地道ではあるが、相談者にとって具体的な解決につながるよう、一つ一つの相談に対して適切に対応していく。具体的には、下記に列挙した事業及びこれらに関連付随する事業を行う予定である。

また、日本司法書士会連合会では、相続登記の促進というスローガンのもと「相続登記相談センター」設置の事業に取り組んだ。これは、各単位会が「相続登記相談センター」という名称を使用して、相続登記に関連する相談窓口を設けることである。このような日本司法書士連合会での事業の取組みを踏まえ、かつ、所有者不明土地の解消や相続登記の義務化等の国の政策を見据えて、当会でも相続分野に特化した相談業務を検討していきたい。

- (1) 常設電話相談・面談相談の実施
- (2) 相談センターシフト表の作成
- (3) 相談員増員に向けた相談員勧誘
- (4) 相談員体験制度の運営
- (5) 外部からの相談員派遣要請の対応
- (6) 相談センターニュースの発行
- (7) 司法書士活用の喚起に向けた取組み
- (8) 他士業等との合同相談の実施・検討
- (9) 各種相談会の実施

2. 静岡県司法書士会調停センターふらっとによる裁判外紛争処理事業

これまで同様、利用申し込みされた事件について適切かつ丁寧に対応し、ふらっとに対する信頼の構築に努めていきたい。また、弁護士の関与を受け、140万円超の民事事件や遺産分割等の家事紛争を対象とした裁判外での紛争解決を再開する。具体的には、下記に列挙した事業及びこれらに関連付随する事業を行う予定である。

- (1) 調停の実施
- (2) 手続実施者及び事件管理者の養成
- (3) 広報活動（遺産分割の模擬調停の撮影など）

(4) その他

3. 「相続登記はお済みですか月間」相談の実施

各支部に協力を仰ぎつつ、相続登記に関する相談を実施したい。

4. 消費者問題対策事業

内外に対する関連情報の提供、外部団体との連携事業を中心に事業を行っていきたい。具体的には、下記に列挙した事業及びこれらに関連付随する事業を予定している。

- (1) 相談員や司法書士を対象として、吟味・充実した内容の研修を行う
- (2) 消費者関連法の改正や消費者問題への対応
- (3) 消費者問題ネットワークしずおか、特定非営利活動法人しずおか消費者ユニオンとの連携事業
- (4) 消費者問題に関する勉強会の開催、CCRの運営